

別紙

各関係機関との協議結果について

県・市	協議担当課	指導事項等	対応
栃木県	環境保全課	出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。(回答不要)	
	交通政策課	意見無し。	
	道路整備課	道路法第十五条(都道府県道の管理)のうち、新設、改築の観点から意見なし。	
	道路保全課	意見なし。	
	経営支援課	指導事項等なし	
栃木県警	交通規制課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年7月31日、事前協議終了。 ・今後、乗入れ口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。 	今後、乗入れ口の位置等に変更が生じた場合は、関係機関と協議し、交通規制課とも再協議致します。

県・市	協議担当課	指導事項等	対応
宇都宮市	市民まちづくり部 生活安心課	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に向け、店舗利用者へ入出庫時の安全確認の徹底について周知啓発をお願いします。 ・防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にしてください。 	<p>各出入口に一時停止を促す路面標示及び看板を設置し、出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に努めます。</p> <p>防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考に致します。</p>
	環境部 環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌関係 一定の規模以上の土地の形質の変更届出(土壌汚染対策法第4条第1項) 3,000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出してください。 ・周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談があった場合は、誠意をもって対応してください。 	<p>本変更に伴う土地の形質変更はございません。</p> <p>テナント出店業者が決定した際には、一定の規模以上の土地の形質の変更届について必要であれば届出を提出するように申し送り致します。</p> <p>周辺住民の方々から苦情等が発生した場合は、誠意を持って対応致します。</p>
	建設部 技術監理課	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書P9(6)経路の設定等にある「生活道路等への配慮」や「入出庫対策」を徹底し、想定していない経路からの来退店がないよう努めてください。 ・また、想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いいたします。 	<p>想定している経路にて来退店して頂けるように敷地周囲に案内看板を設置し、経路の周知に努めます。</p> <p>想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策を実施致します。</p>

県・市	協議担当課	指導事項等	対応
宇都宮市	建設部 道路管理課	<p>・市道からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「道路工事施行承認申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。 （道路法第24条）</p> <p>・法定外公共物からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「法定外公共物工事施行許可申請」が必要となりますので、事前に協議してください。 （宇都宮市法定外公共物管理条例第4条）</p> <p>・搬入、搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮してください。 （道路法第43条） （宇都宮市法定外公共物管理条例第3条）</p> <p>・今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施行してください。 （道路法第22条） （宇都宮市法定外公共物管理条例第16条）</p> <p>・他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担してください。 （道路法第58条） （宇都宮市法定外公共物管理条例第16条）</p> <p>・道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、「道路占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。 （道路法第32条）</p> <p>・法定外公共物（道路・水路等）に工作物の新築、改築又は除却すること、流水水面又は敷地を占有することなど、法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合は、「法定外公共物占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。 （宇都宮市法定外公共物管理条例第4条）</p>	<p>市道からの出入口等(乗り入れ及び掘削等を含む)の工事計画はございません。</p> <p>法定外公共物からの出入口等(乗り入れ及び掘削等を含む)の工事計画はございません。</p> <p>搬入、搬出において道路を通行致しますので、道路等を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮致します。</p> <p>道路を損傷若しくは汚損等をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、原因者により工事を施行致します。</p> <p>他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担致します。</p> <p>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する際は、協議の上必要な申請を致します。</p> <p>法定外公共物(道路・水路等)に工作物の新築、改築、除却することや流水水面又は敷地を占有するなど、本来の目的以外に使用する際は、協議の上必要な申請を致します。</p>